

令和7年9月10日

関係者の皆さま

三重県済生会明和苑
施設長 森田 忍

明和苑で発生した虐待事案について（その2）

今般の明和苑での虐待事案に伴う調査を継続した結果、職員1名の虐待に該当する不適切ケアが新たに確認されました。

1、該当職員

介護福祉士 C（33歳男性） ※既に懲戒解雇処分

2、内 容

高齢者の入所者 B に対して、夜間の巡回時に介護抵抗により感情的となり、複数回、頬、額、足をたたく、顎、腕、髪をつかむ、指差しをして笑うなどの行為を行いました。また、複数名に対して、夜間の巡回時に介護抵抗などにより感情的となり、複数回、頭をたたく行為を行いました。

3、今後の対応

現在、継続して以下の取り組みを進めております。

- (1) 虐待防止・対応マニュアルの見直し
- (2) 全職員に対する虐待防止・対応マニュアルの周知徹底
- (3) 施設内での虐待が発生した原因の究明と検討
- (4) 職員の外部研修の実施と評価の充実
- (5) 風通しの良い職場づくりの構築

明和苑としてこれからの取り組みを徹底し、再発防止に向けて全力で取り組む所存です。

以上